

平成28年度

世田谷区指定地域密着型サービス事業者 集団指導

< 指定地域密着型通所介護 >

< 指定認知症対応型通所介護 >

< 指定介護予防認知症対応型通所介護 >

平成28年7月29日

世田谷区 高齢福祉部 介護保険課

一部修正（平成28年8月2日）

一部修正（平成29年4月24日）

## 目 次

1 . はじめに . . . . .	P 1
( 1 ) 集団指導の目的 . . . . .	P 1
( 2 ) 小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行 . . . . .	P 1
( 3 ) 運営推進会議の設置 . . . . .	P 1
2 . 地域密着型サービスの運営に係る留意事項について . . . . .	P 2
( 1 ) 地域密着型サービスの利用対象者について . . . . .	P 2
( 2 ) 指定更新について . . . . .	P 3
( 3 ) 各種届出について . . . . .	P 3
( 4 ) 業務管理体制の整備について . . . . .	P 4
3 . 地域密着型サービス事業所に対する指導及び監査について . . . . .	P 5
4 . 実地指導における主な指導事例について . . . . .	P 7
( 1 ) 主な指導事例 . . . . .	P 7
人員に関する基準 . . . . .	P 7
運営に関する基準 . . . . .	P 12
地域密着型サービスに要する費用の額の算定 ( 加算 ) . . . . .	P 21
5 . 宿泊サービスについて . . . . .	P 26
( 1 ) 宿泊サービス実施の届出 . . . . .	P 26
( 2 ) 宿泊サービスの提供に係る指針について . . . . .	P 27
<b>【参考】基準条例及び関係法令 ( 凡例 ) . . . . .</b>	<b>P 28</b>

# 1. はじめに

## (1) 集団指導の目的

本集団指導は、区内に所在する「指定地域密着型通所介護事業所」及び「指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所」を対象に、法令を遵守した適切な事業運営、適切なサービス提供に資することを目的として、「世田谷区介護サービス事業者等の指導実施要綱」に基づき実施する。

## (2) 小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行

平成28年4月1日から、介護保険法（平成9年法律第123号）及び関係省令の一部改正により、地域密着型通所介護が創設（小規模な通所介護の地域密着型サービスへの移行）された。これを受け、区では、世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の改正を行った。

### 基本的な枠組み

利用定員18名以下の通所介護事業所が、平成28年4月1日より、地域型通所介護として、区市町村が指定・監督する地域密着型サービスへと位置付けられた。

## (3) 運営推進会議の設置

厚生労働省令の改正により、平成28年4月1日より、「地域密着型通所介護」及び「（介護予防）認知症対応型通所介護」において、新たに「運営推進会議」の設置が義務付けられた。

### 世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例

（地域との連携等）

**第60条の17** 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する区市町村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、規則で定める回数以上、運営推進会議に対し、活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

認知症対応型通所介護：区条例第81条により準用

本集団指導は、上記の制度改正内容を踏まえ、区内に所在する「指定地域密着型通所介護事業所」及び「指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所」を対象に実施する。

## 2. 地域密着型サービスの運営に係る留意事項について

### (1) 地域密着型サービスの対象者について

#### 地域密着型サービスとは

地域密着型サービスとは、住み慣れた地域で生活を継続するために必要な入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話等を行う世田谷区民のためのサービスです。

世田谷区が事業者指定を行い、原則として世田谷区民のみが保険給付の対象となるサービスです。

地域密着型サービスを利用できるのは原則として世田谷区の被保険者に限る。  
世田谷区以外の被保険者の利用は、原則不可

#### 世田谷区以外の被保険者の利用について

世田谷区以外の被保険者についても、以下の場合には世田谷区内に所在する地域密着型サービスを利用できる場合があります。

#### 住所地特例の対象者

平成27年4月1日より、住所地特例の対象者は、住所地の区市町村の指定を受けた施設所在地の特定地域密着型（介護予防）サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）の利用が可能。

**（ 印部分 削除 ）**

#### 地域密着型通所介護への移行に伴うみなし指定の対象者

平成28年3月31日以前より、通所介護を利用していた世田谷区以外の被保険者に限り、地域密着型通所介護への移行に伴い、住所地の区市町村より指定があったものとみなされる（みなし指定）ため、4月以降も引き続き利用が可能。

みなし指定の有効期間の満了日以降も利用する場合は、改めて利用者の住所地の区市町村への更新申請が必要です。

#### 世田谷区以外の被保険者の利用について世田谷区が同意した場合 資料1

平成28年4月1日以降に、世田谷区以外の被保険者が区内の地域密着型通所介護及び（介護予防）認知症対応型通所介護（共用型を除く）を利用する場合、世田谷区の同意があり、利用者の住所地の区市町村が当該事業所を指定した場合には利用が可能。

上記の取扱いは、地域密着型サービスの例外的な取扱いとなります。  
状況によっては、利用できない場合もあるため、こうしたケースが生じた際には  
事前にお問い合わせください。

## ( 2 ) 指定更新について

平成 1 8 年 4 月の介護保険法の改正により、指定の更新制度が導入され、指定の有効期間満了（指定を受けた日から 6 年経過した日）前に更新手続きを完了しなければ、指定の効力を失うこととなります。

### 指定更新手続き

指定更新時期になりましたら、更新申請手続きを行ってください。

申請に必要な書類は、[資料 2](#)又は区ホームページを参照してください。

区 HP：トップページ > 暮らしのガイド > 福祉・健康 > 高齢・介護 > 介護保険事業者向け情報 > 地域密着型サービスに関する情報 > 地域密着型サービス事業者等の指定・更新・変更

### 地域密着型通所介護みなし指定の有効期間

地域密着型通所介護に係るみなし指定の有効期間については、みなし指定以前の通所介護の指定を受けた日から 6 年経過した日までとなります。

平成 2 8 年 4 月 1 日以降に指定有効期間を満了するみなし指定の事業所については、世田谷区への指定更新申請が必要となります。

世田谷区以外の被保険者が利用している場合は、世田谷区への更新申請を行うとともに、各被保険者の住所地の区市町村に対しても更新申請を行う必要があります。

## ( 3 ) 各種届出について

### 変更届について

### 資料 3

地域密着型サービス事業所の指定を受けた内容に変更が生じた場合は、変更があった日から 1 0 日以内に「変更届出書」を提出してください。

変更内容によって、提出書類が異なります。変更に必要な書類は、[資料 3](#)又は区ホームページをご覧ください。

区 HP：トップページ > 暮らしのガイド > 福祉・健康 > 高齢・介護 > 介護保険事業者向け情報 > 地域密着型サービスに関する情報 > 地域密着型サービス事業者等の指定・更新・変更

### 例外について（事業所の移転）

事業所の移転については、設備に関する基準を満たしているか確認を行う必要があるため、事前に区へご相談ください。なお、区外への移転の場合は、世田谷区への廃止申請と移転先の区市町村へ指定申請の届出が必要となります。

### 加算の届出・変更について

### 資料 4

新たに加算の算定を行う又は加算の取り下げを行う地域密着型サービス事業所は、次の書類の届出を区に行う必要があります。

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

新たに算定しようとする加算に応じて必要な添付書類

加算の内容によって、提出書類が異なります。必要な添付書類は、[資料4](#)又は区ホームページをご覧ください。

区 HP：トップページ > 暮らしのガイド > 福祉・健康 > 高齢・介護 > 介護保険事業者向け情報 > 地域密着型サービスに関する情報 > 地域密着型サービス事業者等の指定・更新・変更

#### 算定の開始時期

加算等の算定の開始時期は、届出を行った時期により異なります。ただし、算定される単位数が増えるものに限る。(老計発第 0331005 号等第 1 の 1 の(5))

15日以前に区に届出を行った場合	翌月から適用
16日以降に区に届出を行った場合	翌々月から適用

#### 算定要件を満たさなくなった場合

加算等の算定は、基準に該当しなくなった日から行うことができません。事業所の体制等が加算等の基準に該当しなくなった(該当しなくなることが明らかになった)場合には、速やかに届出を行ってください。

### (4) 業務管理体制の整備について [資料5](#)

#### 業務管理体制整備に関する届出について

平成 20 年の介護保険法の改正により、介護サービス事業者は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられました。

地域密着型(介護予防)サービス事業のみを行う事業者であって、すべての事業所等が世田谷区内に所在する事業者は、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を世田谷区に提出する必要があります。

届出が必要な場合は以下のとおりです。

業務管理体制の整備に関して届け出る場合 事業所等の指定等により事業展開地域が変更し、届出先区分に変更が生じた場合 届出事項に変更があった場合
--

業務管理体制の整備内容や届出に係る書類については、[資料5](#)及び区ホームページをご確認ください。

区 HP：トップページ > 暮らしのガイド > 福祉・健康 > 高齢・介護 > 介護保険事業者向け情報 > 地域密着型サービスに関する情報 > 地域密着型サービス事業者等の指定・更新・変更

### 3. 地域密着型サービス事業所に対する指導及び監査について 資料6

#### 指導の目的と方針

利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に置き、介護保険施設及び事業者の支援を基本とし、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的に、省令や条例等に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について、周知徹底させることを基本方針としています。

(世田谷区介護サービス事業者等の指導実施要綱)

#### 実施方法

##### 集団指導

世田谷区が指定権限を有する介護サービス事業者等に対し、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行います。

##### 【主な指導内容】

指定事務に関すること

制度改正の趣旨

介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容

高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例

##### 実地指導

介護保険法第23条に基づき、介護サービス事業者等に対し、サービスを提供する事業所において、関係者から関係書類等を基に説明を求め、面談方式により行います。

##### 【主な指導内容】

人員・設備・運営に関すること

個別介護サービス計画に関すること

介護報酬請求事務に関すること

##### 【根拠法令】

介護保険法

##### (文書の提出等)

第二十三条 市町村は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該保険給付を受ける者若しくは当該保険給付に係る居宅サービス等(居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。)、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)、施設サービス、介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。))若しくは介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)をいう。以下同じ。)を担当する者若しくは保険給付に係る第四十五条第一項に規定する住宅改修を行う者又はこれらの者であった者(第二十四条の二第一項第一号において「照会等対象者」という。)に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

## 監査の方針

監査は、介護サービス事業者等の介護給付等対象サービス内容について、行政上の措置（勧告、命令、指定の取消し等）に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合又は介護報酬の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを主眼に実施します。（世田谷区介護サービス事業者等の監査実施要綱）

## 【根拠法令】

### 介護保険法

#### （報告等）

第七十八条の七 市町村長は、地域密着型介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定地域密着型サービス事業者若しくは指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定地域密着型サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定地域密着型サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定地域密着型サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定地域密着型サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

介護予防：介護保険法第115条の17

<MEMO>



## 4. 実地指導における主な指導事例について

### (1) 主な指導事例

#### 人員に関する基準

##### 生活相談員の配置について

###### 【根拠条文】

「世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」

(従業者の員数)

**第60条の3** 指定地域密着型通所介護の事業を行う者(以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員

指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

認知症対応型通所介護：区条例第62条第1項第1号

介護予防認知症対応型通所介護：区予防条例第6条第1項第1号

指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について  
(老計発第0331004号等)

###### 第3の2の2の1

(1) 従業者の員数

生活相談員については、指定地域密着型通所介護の単位の数にかかわらず、次の計算式のとおり指定地域密着型通所介護事業所における**提供時間数**に応じた生活相談員の配置が必要になるものである。ここでいう提供時間数とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻(サービスが提供されていない時間帯を除く。)とする。

(確保すべき生活相談員の勤務延時間数の計算式)

**提供日ごとに確保すべき勤務延時間数 = 提供時間数**

(介護予防)認知症対応型通所介護：老計発第0331004号等第3の3の2の(1)のホにより準用

###### 【主な指導事例】

- ・生活相談員について、サービスを提供している時間帯の時間数に比して、確保すべき生活相談員の勤務時間数を満たしていることが確認できない。

(チェックポイント)

- ・サービス提供日全てにおいて生活相談員を配置しているか。
- ・サービス提供時間数に応じて1以上確保しているか。
- ・生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤職員を配置しているか。
- ・勤務延時間数に算入する時間数は、事業所の就業規則に定める常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限としているか。また、サービス提供時間中の勤務時間のみを算入しているか。

### 【具体的な配置方法】

(1) 利用者10人、サービス提供時間が8時間の場合

1単位 利用者10人 サービス提供時間9:00～17:00(8時間)

生活相談員の確保すべき勤務時間数

単位	利用者	提供時間	確保すべき勤務延時間数
	10人	8時間	8時間

(2) サービス提供時間が午前・午後と離れて存在する場合

2単位 利用者9人 サービス提供時間 9:00～12:00(3時間)

利用者9人 サービス提供時間13:00～16:00(3時間)

生活相談員の確保すべき勤務時間数

単位	利用者	提供時間	確保すべき勤務延時間数
	9人	3時間	6時間(3時間+3時間)
	9人	3時間	

(3) サービス提供時間が6時間と8時間の場合

2単位 利用者5人 サービス提供時間 9:00～15:00(6時間)

利用者10人 サービス提供時間10:00～17:00(8時間)

生活相談員の確保すべき勤務時間数

単位	利用者	提供時間	確保すべき勤務延時間数
	5人	6時間	8時間(事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻(9:00～17:00)まで)
	10人	8時間	

介護保険最新情報Vol.247

「平成24年度介護報酬改定に関する関係Q&A(平成24年3月16日)について」問65参照

### 【その他注意事項】

削除

## 生活相談員の資格要件について

## 資料 7

生活相談員の資格要件は、社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者又はそれと同等以上の能力を有すると認められる者と規定されています。

なお、区では「同等以上の能力を有すると認められる者」の具体的内容について、通知を発出しております。

また、生活相談員の配置にあたっては、適切な資格を有する職員を配置ください。

具体的な資格要件については、[資料 7](#)又は区ホームページよりご確認ください。

[区 HP:トップページ > くらしのガイド > 福祉・健康 > 高齢・介護 > 介護保険事業者向け情報 > 地域密着型サービスに関する情報 > 地域密着型通所介護及び\(介護予防\)認知症対応型通所介護に関するお知らせ](#)

## 勤務体制の確保等（兼務関係等の明確化）について

### 【根拠条文】

「世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」

(勤務体制の確保等)

**第 60 条の 13** 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供することができるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

認知症対応型通所介護：区条例第 81 条により準用

介護予防認知症対応型通所介護：区予防条例第 29 条第 1 項

指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について  
(老計発第 0331004 号等)

### 第 3 の 2 の 2 の 3

(6)勤務体制の確保等

指定地域密着型通所介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、地域密着型通所介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。

(介護予防)認知症対応型通所介護：老計発第 0331004 号等第 3 の 3 の 3 の(4)により準用

### 【主な指導事例】

- ・兼務関係が明確になっていない。  
(管理者が兼務する生活相談員、看護職員が兼務する機能訓練指導員等)
- ・単位ごとに勤務表を作成していない。

(チェックポイント)

- ・勤務表を事業所ごと及び月ごとに作成・記録しているか。
- ・複数単位によるサービス提供を行っている場合に、単位ごとに勤務表を作成しているか。
- ・事業所におけるサービス提供時間を記載しているか。
- ・従業者 1 人につき、勤務延時間数に算入する時間数は、事業所において常勤職員が勤務すべき時間数を上限としているか。
- ・従業者に兼務がある場合は、同一人物であってもそれぞれの職種ごとに従事する時間帯を分けて勤務表に記載しているか。

【勤務表作成にあたっての留意事項】 資料 8

管理者と生活相談員、生活相談員と介護職員の兼務の場合

(サービス提供時間 9:00~17:00の場合)

誤った記載方法

職種	氏名	月	火	水	木	金	土	日
管理者 兼生活相談員	世田谷太郎	9-17	9-17	9-17	休	9-17	9-17	9-17
介護職員 兼生活相談員	世田谷花子	9-17	9-17	9-17	9-17	9-17	9-17	9-17

- ・兼務している従業者について、それぞれの職種に従事していた時間帯が不明確なため、サービス提供時間数に応じて生活相談員が配置されていたか分からない。  
人員基準を満たしているか確認ができない。

正しい記載方法

職種	氏名	月	火	水	木	金	土	日
管理者	世田谷 太郎	9-17		9- <u>13</u>	休	13-17	9-17	
生活相談員	世田谷 太郎		9-17	13-17	休	9- <u>13</u>		9-17
介護職員	世田谷 花子		9-17	13-17		9- <u>13</u>		9-17
生活相談員	世田谷 花子	9-17		9- <u>13</u>	9-17	13-17	9-17	

- ・同一人物であっても職種ごとに欄を作成し記載すること。
- ・それぞれの職種に従事する時間帯を該当する職種欄に記載すること。  
併設事業所の兼務については、事業所ごとの勤務表に、兼務者がそれぞれの事業所で従事する時間帯を記載すること。

## 人員基準欠如について

(人員基準欠如に該当する場合の所定単位数の算定)

指定基準に定められた員数の看護職員又は介護職員を配置していない場合(従業者に欠員が出た場合の他に、従業者が病欠した場合等も含まれる。) 通所介護等の算定方法( )に従って、介護給付費の減額を行う。

厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27号)

(加算について)

人員基準欠如に該当する場合、以下の加算は加算要件を満たさず、算定できません。

栄養改善加算      口腔機能向上加算      運動器機能向上加算  
サービス提供体制強化加算

著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導。

指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定取消しを検討する。

(老計発第0331005号等第2の1の(8)の )

## 運営に関する基準

### 通所介護計画の作成について（アセスメント）

ここで言う「通所介護計画」とは、「地域密着型通所介護計画」、「認知症対応型通所介護計画」、「介護予防認知症対応型通所介護計画」を指します。

#### 【根拠条文】

「世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」

(地域密着型通所介護計画の作成)

**第60条の10** 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

認知症対応型通所介護：区条例第72条第1項

介護予防認知症対応型通所介護：区予防条例第43条第2号

#### 【主な指導事例】

- ・地域密着型通所介護計画及び（介護予防）認知症対応型通所介護計画（以下、「通所介護計画」）の作成、変更の際し、利用者の心身の状況、希望等を踏まえて、通所介護計画を作成していることが確認できない。

#### （チェックポイント）

- ・通所介護計画の作成にあたり、利用者の状況を把握・分析し、サービス提供によって解決すべき問題状況を明らかに（アセスメント）しているか。
- ・アセスメントに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的な内容及びその所要時間、日課等を明らかにしているか。
- ・アセスメントの項目や内容、実施方法は適切か。
- ・通所介護計画の変更の際して、再度アセスメントを行い、利用者の状況等を把握・分析しているか。

<MEMO>

通所介護計画の作成について（居宅サービス計画等に沿った通所介護計画の作成）

【根拠条文】

「世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」

（地域密着型通所介護計画の作成）

**第 60 条の 10**

2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

認知症対応型通所介護：区条例第 72 条第 2 項

介護予防認知症対応型通所介護：区予防条例第 43 条第 3 号

【主な指導事例】

- ・居宅サービス計画及び介護予防サービス計画（以下、「居宅サービス計画等」と通所介護計画の内容に相違がある。
- ・通所介護計画の作成後、居宅サービス計画等が変更されているにもかかわらず、当該通所介護計画の変更を行っていない。

（チェックポイント）

- ・居宅サービス計画等の内容に沿って、通所介護計画を作成しているか。
- ・居宅サービス計画等が変更された場合に、通所介護計画についても必要に応じて変更を行っているか。
- ・通所介護計画の変更に際し、居宅介護支援事業者等と調整を行っているか。

< M E M O >

## 通所介護計画の作成について（通所介護計画の説明・同意・交付）

### 【根拠条文】

「世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」

（地域密着型通所介護計画の作成）

#### 第 60 条の 10

3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

認知症対応型通所介護：区条例第 72 条第 3 項、第 4 項

介護予防認知症対応型通所介護：区予防条例第 43 条第 4 号、第 5 号

### 【主な指導事例】

- ・通所介護計画の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、同意を得た上で、当該通所介護計画を利用者に交付したことが確認できない。

### （チェックポイント）

- ・通所介護計画作成後、速やかに利用者又はその家族に内容の説明を行い、同意を得ているか。
- ・通所介護計画を利用者に説明し、同意を得、交付したことが確認できるよう記録しているか。また、交付した通所介護計画は区（予防）条例の規定に基づき 2 年間保存しているか。

< M E M O >



## 通所介護計画の作成について（モニタリング・評価の実施）

### 【根拠条文】

「世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」

(地域密着型通所介護計画の作成)

#### 第60条の10

5 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

認知症対応型通所介護：区条例第72条第5項

指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について  
(老計発第0331004号等)

#### 第3の2の2の3

(3)地域密着型通所介護計画の作成

地域密着型通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。

(介護予防)認知症対応型通所介護：老計発第0331004号等第3の3の3の(2)の6により準用

「世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

**第43条** 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (11) 介護予防認知症対応型通所介護従業者は、介護予防認知症対応型通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防認知症対応型通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防認知症対応型通所介護計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。
- (12) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- (13) 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型通所介護計画の変更を行うものとする。

### 【主な指導事例】

- ・通所介護計画の実施状況及び目標達成状況の把握や評価を行っていることが確認できない。
- ・通所介護計画の実施状況及び目標達成状況を、利用者又はその家族に説明していることが確認できない。
- ・介護予防認知症対応型通所介護計画に記載したサービス提供期間が終了するまでに、実施状況の把握(モニタリング)を行っていることが確認できない。
- ・介護予防認知症対応型通所介護計画の実施状況を把握した結果を、指定介護予防支援事業者に報告していることが確認できない。

(チェックポイント)

- ・それぞれの利用者について、通所介護計画に位置付けたサービスの実施状況及び目標の達成状況について記録し、必要に応じて通所介護計画の変更を行っているか。
- ・利用者又はその家族に説明したことが確認できるよう記録しているか。
- ・介護予防認知症対応型通所介護においては、通所介護計画の実施状況を把握し、その結果を記録するとともに、介護予防支援事業者に報告を行っているか。

< M E M O >

## 定員の遵守について

### 【根拠条文】

「世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」

(定員の遵守)

**第60条の14** 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

認知症対応型通所介護：区条例第81条により準用  
介護予防認知症対応型通所介護：区予防条例第30条

### 【主な指導事例】

- ・定員を超えてサービスの提供を行っている日が認められた。

(チェックポイント)

- ・サービス提供時間中に、当該事業所の利用定員を上回る利用者（自費による利用者を含む）を利用させていないか。

自費による利用者については、介護保険内の利用者を受け入れ、さらに利用定員に余裕がある場合にのみ受け入れが可能です。

### 【その他注意事項】

(定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定)

利用者の数が、通所介護等の算定方法( )に規定する定員超過利用の基準に該当することとなった事業所については、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者全員について、規定する算定方法に従って減算する。

厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27号)

(加算について)

定員超過利用又は人員欠如に該当する場合、以下の加算は加算要件を満たさず、算定できません。

栄養改善加算      口腔機能向上加算      運動器機能向上加算  
サービス提供体制強化加算

定員超過利用が行われている事業所に対しては、その解消を行うよう指導する。当該指導に従わず、定員超過が2ヶ月以上継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定取消しを検討する。

(老計発第0331005号等第2の1の(6)の )

## 秘密保持等について

### 【根拠条文】

「世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」

(秘密保持等)

**第 36 条** 指定地域密着型通所介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

地域密着型通所介護：区条例第 60 条の 2 で準用する第 36 条

認知症対応型通所介護：区条例第 81 条で準用する第 36 条

介護予防認知症対応型通所介護：区予防条例第 3 4 条

### 【主な指導事例】

- ・従業者が従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者等の秘密を保持すべき旨について必要な措置を講じていることが確認できない。
- ・利用者又は利用者の家族の個人情報を用いる場合において、文書によりあらかじめ同意を得ていない。

(チェックポイント)

- ・業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する旨の措置(例：雇用時に秘密の保持に関する誓約書等を徴している等)を講じているか。
- ・従業者でなくなった後においても、秘密を保持する旨を明らかにしているか。
- ・個人情報の利用に関する同意書に家族の情報をを用いる旨を記載しているか。
- ・家族の情報をを用いる場合において、あらかじめ文書により家族から包括的な同意を得ているか。(家族代表者欄への署名で可。但し、代理人欄への署名のみでは不可)

【根拠条文】

「世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」

(事故発生時の対応)

**第 60 条の 18** 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

認知症対応型通所介護：区条例第 81 条により準用  
介護予防認知症対応型通所介護：区予防条例第 38 条

【主な指導事例】

- ・サービス提供中（宿泊サービス提供中も含む）に発生した事故について、「世田谷区介護保険事故報告取扱要領」に従い、区への報告を行っていない事例が認められた。

(チェックポイント)

- ・「世田谷区介護保険事故報告取扱要領」に規定する内容の事故について、区に必要な報告を行っているか。
- ・宿泊サービスの提供中に発生した事故についても、区に報告を行っているか。

【その他注意事項】

(事故報告書の提出先)

事故報告書の提出先は、当該利用者の住所地によって異なるのでご注意ください。

当該利用者が区内在住者の場合

利用者の住所地を管轄する総合支所保健福祉課

当該利用者が区外在住者の場合

事業所の所在地を管轄する総合支所保健福祉課  
及び利用者の住所地の自治体

(届出様式)

事故報告に係る届出様式等については、[資料 9](#) 及び区ホームページをご確認ください。

区 HP: トップページ > くらしのガイド > 福祉・健康 > 高齢・介護 > 介護保険事業者向け情報 >  
介護保険事故・苦情の届出、指導・監査に関する情報 > 介護保険事故の届出について

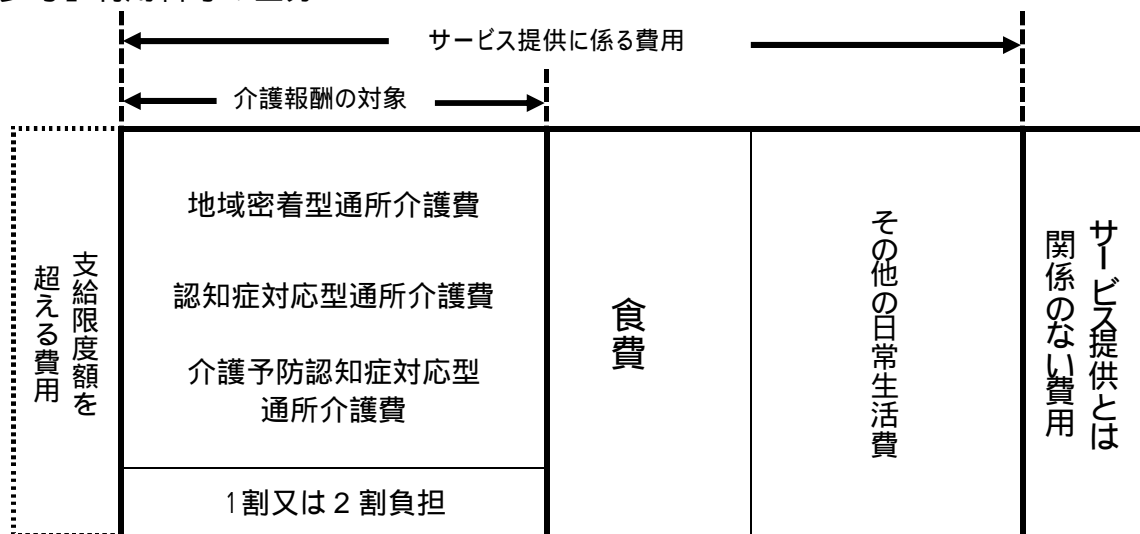
## その他の留意事項

利用料の受領について **資料 10**

区では、厚生労働省通知及び東京都通知を基本に、地域密着型通所介護及び（介護予防）認知症対応型通所介護において、利用者から支払を受けることができる利用料等について、基本的な考え方をお示ししています。

各事業所におかれましては、利用料等の取扱いについて適切に対応するようお願いいたします。

### 【参考】利用料等の区分



研修の機会の確保について

### 【根拠条文】

「世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」

(勤務体制の確保等)

#### 第 60 条の 13

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

認知症対応型通所介護：区条例第 81 条により準用

介護予防認知症対応型通所介護：区予防条例第 29 条第 3 項

区（介護予防）条例では、地域密着型通所介護事業者及び（介護予防）認知症対応型通所介護事業者に対し、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保することを規定しております。

事業者におかれましては、従業者の資質向上や人権擁護、高齢者虐待防止等に向け、計画的に研修を実施してください。

## 地域密着型サービスに要する費用の額の算定（加算）

個別機能訓練加算 ・ （地域密着型通所介護）

資料 1 1

### 【算定要件】

個別機能訓練加算	個別機能訓練加算
<p>(1) 指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下、「理学療法士等」）等を 1 名以上配置していること。</p> <p>(2) 個別機能訓練計画の作成及び実施において利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っていること。</p> <p>(3) 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下、「機能訓練指導員等」）が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。</p> <p>(4) 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後 3 月ごとに 1 回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。</p>	<p>(1) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を 1 名以上配置していること。</p> <p>(2) 機能訓練指導員等が共同して、利用者の生活機能向上に資するよう利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画を作成していること。</p> <p>(3) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士等が、利用者の心身の状況に応じた個別機能訓練を適切に提供していること。</p> <p>(4) 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後 3 月ごとに 1 回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。</p>

（告示別表 2 の 2 の注 8、老計発 331005 等第 2 の 3 の 2 の(8)）

### 【主な指導事例】

- ・個別機能訓練計画を未作成のまま実施した機能訓練について、個別機能訓練加算を算定している。
- ・個別機能訓練加算の算定に際し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して個別機能訓練計画を作成していることが確認できない。
- ・個別機能訓練計画の内容について利用者又は利用者家族に説明し、同意を得たことが確認できない。
- ・機能訓練指導員等が 3 月ごとに 1 回以上、利用者の居宅を訪問していることが確認できない。

## (チェックポイント)

### 人員配置要件について

- ・看護職員が当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合に、当該職務の時間を、看護職員としての人員基準の算定に含めていないか。
- ・理学療法士等を配置していない日に個別機能訓練加算を算定していないか。
- ・加算の対象となる理学療法士等を配置して機能訓練を行う日を予め定めて、利用者等に周知しているか。

### 機能訓練の目的について

- ・個別機能訓練に係る機能訓練は、残存する身体機能を活用して生活機能の維持・向上を図り、利用者が居宅において可能な限り自立して暮らし続けられることを目的に実施しているか。

### 機能訓練の実施方法について

- ・個別機能訓練に係る機能訓練は、機能訓練指導員が直接訓練の提供を行っているか。

### 個別機能訓練に関する記録について

- ・個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に閲覧が可能であるか。

### 個別機能訓練計画の作成と評価について

- ・個別機能訓練を行うにあたっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して個別機能訓練計画を作成しているか。
- ・個別機能訓練計画の作成にあたっては、利用者の居宅を訪問した上で、利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADLの状況等）を確認しているか。
- ・個別機能訓練計画に、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等を記載しているか。
- ・個別機能訓練計画に基づき行った訓練の効果、実施時間、実施方法等について記録及び評価等を行っているか。
- ・3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明するとともに、訓練内容の見直しを行っているか。

## 【参考】運動器機能向上加算（介護予防通所介護）

### 【算定要件】

- ・専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下、「理学療法士等」）を1名以上配置していること。
- ・利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。
- ・利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。
- ・利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。

（予防告示別表6の八、老計発331005等第2の4の(4)）



## 個別機能訓練加算（介護予防認知症対応型通所介護）

### 【算定要件】

- ・指定（介護予防）認知症対応型通所介護を行う時間帯に1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下、「理学療法士等」）を1名以上配置していること。
- ・利用者に対し、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。

（告示別表3の注5、予防告示別表1の注5、老計発331005等第2の4の(4)）

### 【主な指導事例】

- ・個別機能訓練計画を未作成のまま実施した機能訓練について、個別機能訓練加算を算定している。
- ・個別機能訓練加算の算定に際し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して運動器機能向上計画を作成していることが確認できない。
- ・個別機能訓練計画の内容について利用者又は利用者家族に説明し、同意を得たことが確認できない。

### （チェックポイント）

#### 人員配置要件について

- ・看護職員が当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合に、当該職務の時間を、看護職員としての人員基準の算定に含めていないか。
- ・理学療法士等を配置していない日に個別機能訓練加算を算定していないか。
- ・加算の対象となる理学療法士等を配置して機能訓練を行う日を予め定めて、利用者等に周知しているか。

#### 個別機能訓練に関する記録について

- ・個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に閲覧が可能であるか。

#### 個別機能訓練計画の作成と評価について

- ・個別機能訓練を行うにあたっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談その他の職種の者が共同して個別機能訓練計画を作成しているか。
- ・個別機能訓練計画に、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等を記載しているか。
- ・個別機能訓練計画に基づき行った訓練の効果、実施時間、実施方法等について記録及び評価等を行っているか。
- ・開始時及びその3月後に1回以上、利用者に対して、個別機能訓練計画の内容を説明しているか。

## 中重度者ケア体制加算（地域密着型通所介護）

### 【算定要件】

- ・人員基準に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。
- ・指定**地域密着型**通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の30以上であること。
- ・指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置していること。

（告示別表2の2の注7、老計発331005等第2の4の(4)）

### 【主な指導事例】

- ・中重度者ケア体制加算の算定に際し、必要な看護職員又は介護職員を配置していない日に算定している。
- ・指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置していないにもかかわらず算定している。

### （チェックポイント）

- ・加配を行う常勤換算員数を算出する際の介護職員、看護職員の勤務延時間数に、地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて配置する専従の看護職員の勤務時間数を含めていないか。
- ・加算の算定要件となる看護職員が、機能訓練指導員等の他の職務を兼務していないか。
- ・加算の算定要件となる看護職員が配置できない日について、加算を算定していないか。

## 介護職員処遇改善加算

## 資料 1 2

介護職員処遇改善加算の算定にあたっては、資料 1 2 の「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(老発 0331 第 34 号平成 27 年 3 月 31 日付厚生労働省老健局長通知)」に従い、適切にお取り扱いください。

なお、加算を取得する介護サービス事業者等が次の各号に該当する場合は、既に支給された加算の一部若しくは全部について、不正受給として返還させること又は加算を取り消すことがありますのでご注意ください。

加算の算定額に相当する賃金改善が行われていない、賃金水準の引き下げを行いながら特別事情届出書の届出が行われていない等の算定要件を満たさない場合  
虚偽又は不正の手段により加算を受けた場合

(平成 27 年度実績報告書の提出について)

平成 27 年度に介護職員処遇改善加算を算定された(介護予防)認知症対応型通所介護事業所については、実績報告書を区に提出する必要があります。

【提出期限】平成 28 年 8 月 1 日(月曜日)必着

世田谷区民以外の方が利用している場合は、その利用者の住所地の区市町村にも報告が必要となります。

地域密着型通所介護事業所につきましては、平成 27 年度の実績報告書の提出先は東京都となりますのでご注意ください。

## 5 . 宿泊サービスについて

### ( 1 ) 宿泊サービス実施の届出 資料 1 3

区条例の規定により、世田谷区内に所在する指定地域密着型通所介護事業所及び指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所において、宿泊サービスを提供する場合は、サービス内容や人員、設備及び運営の状況について、区に届出を行う必要があります。

#### 【根拠法令】

#### 世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例

第60条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

(第2項省略)

3 第1項に規定する設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書に規定する場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜の時間帯に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）は、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定地域密着型通所介護事業者に係る指定を行った区市町村長に対して届け出るものとする。

認知症対応型通所介護：区条例第64条第4項

介護予防認知症対応型通所介護：区予防条例第8条第4項

#### 届出について

宿泊サービスの提供開始に係る届出のほか、提供開始後においても以下の場合には届出が必要となります。

届出内容に変更が生じた場合  
宿泊サービスを休止または廃止する場合  
宿泊サービスの提供中に事故が発生した場合

届出に係る書類については、資料 1 3及び区ホームページをご確認ください。

区 HP：トップページ > くらしのガイド > 福祉・健康 > 高齢・介護 > 介護保険事業者向け情報 > 地域密着型サービスに関する情報 > 世田谷区内に所在する指定地域密着型通所介護事業所等において提供する宿泊サービスについて

#### 届出内容の公表について

届出事項の一部は、区のとらえに基づき、今後区のホームページにて公表する予定です。

## (2) 宿泊サービスの提供に係る指針について 資料 1 4

世田谷区では、利用者の尊厳の保持と安全確保を目的として、区内に所在する指定地域密着型通所介護事業所及び指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所において宿泊サービスを提供する場合に、事業所が遵守すべき指針を定めています。

宿泊サービスを提供する事業所においては、区の指針に定める人員、設備及び運営基準に沿ったサービスを提供するようお願いします。

### 【指針】

「世田谷区における指定地域密着型通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針」

以下、一部抜粋

#### 人員に関する指針

- ・宿泊サービスの従業者は、宿泊サービスの提供内容に応じ必要数を確保することとし、宿泊サービスを行う時間帯を通じて、夜勤職員として介護職員又は看護職員を常時1人以上確保すること。
- ・宿泊サービス従業者のうち介護職員については、介護福祉士の資格を有する者、実務者研修又は介護初任者研修を修了した者であることが望ましい。

#### 設備に関する指針

- ・宿泊サービス事業所の利用定員は、当該指定地域密着型通所介護事業所等の運営規定に定める利用定員の2分の1以下かつ9人以下とすること。
- ・宿泊室の床面積は、1室あたり7.43平方メートル以上とすること。
- ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置しなければならない。

#### 運営に関する指針（一部抜粋）

- ・宿泊サービス事業者は、宿泊サービスを概ね4日以上連続して利用することが予定されている利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、利用者が利用する指定地域密着型通所介護事業所等におけるサービスとの継続性に配慮して、当該利用者の指定居宅介護支援事業者等と連携を図った上、具体的なサービスの内容等を記載した宿泊サービス計画を作成すること。  
なお、4日未満の利用であっても反復的、継続的に利用することが予定されている利用者については、宿泊サービス計画を作成し宿泊サービスを提供すること。

ここに記載したものは指針からの抜粋であるため、宿泊サービスを行う場合は必ず運営指針を確認し、指針に沿った運営を行ってください。

## 【参考】基準条例及び関係法令（凡例）

- 「区条例」= 世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成 25 年条例第 17 号）
- 「区予防条例」= 世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成 25 年条例第 18 号）
- 「区条例規則」= 世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則（平成 25 年世田谷区規則第 7 号）
- 「区予防条例規則」= 世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則（平成 25 年世田谷区規則第 8 号）
- 「告示」= 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 126 号）
- 「予防告示」= 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 128 号）
- 「大臣基準告示」= 厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年 3 月 23 日厚生労働省告示第 95 号）
- 「利用者等告示」= 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 134 号）
- 「老計発第 0331004 号等」= 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号）
- 「老計発第 0331005 号等」= 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号・老老発第 0331018 号）
- 「区要領」= 世田谷区介護保険事故報告取扱要領（平成 17 年 4 月 28 日世計調第 57 号）